

大分県介護テクノロジー導入支援事業実施要領

1 目的

この事業は、介護サービス等事業者が介護テクノロジーを導入する経費の一部を助成することにより、介護テクノロジーの使用による介護従事者の負担の軽減を図るとともに、その実際の活用モデルを他の介護サービス等事業者に周知することにより、介護テクノロジーの普及による働きやすい職場環境の整備により、介護従事者の確保に資することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、介護サービス等事業者とする。

3 補助要件等

(1) 「大分県介護 DX サポートセンター」から業務改善に関する支援を受けること、及び以下の研修のいずれかを受講すること。いずれも補助事業を活用する年度に受講・実施することとし、研修は原則として介護テクノロジーの導入前に受講することとする。

- ・社会福祉法人大分県社会福祉協議会大分県社会福祉介護研修センターが実施する介護現場における生産性向上に関する研修
- ・厚生労働省委託事業「都道府県における生産性向上の取組に関する調査及び普及支援（中央管理事業）並びに 2025 年日本国際博覧会設営等事業」の相談窓口が実施する研修
- ・厚生労働省委託事業による「生産性向上ビギナーセミナー」、「生産性向上フォローアップセミナー」および「デジタル中核人材養成研修」

(2) 以下サービスについては、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（名称は問わない。）を設置すること。

短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

(3) 以下サービスについては、令和 8 年度内に、「ケアプランデータ連携システム（介護保険資格確認等 WEB サービスに統合された場合は当該サービス）」の利用を開始すること。「居宅介護支援費に係るシステム評価検討会」において、ケアプランデータ連携システムと同等の機能とセキュリティを有するシステムとして認められたものを含む。

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、居宅療養管理指導、短期入所生活介護、短期入所療養介護、居宅療養管理指導、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護（短期利用）、地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）、認知症対応型共同生活介護（短期利用）、居宅介護支援、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビ

リテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）、介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）、介護予防短期入所療養介護（介護医療院）、介護予防居宅療養管理指導、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）、介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）、介護予防支援、訪問型サービス（みなし）、訪問型サービス（独自）、訪問型サービス（独自／定率）、訪問型サービス（独自／定額）、通所型サービス（みなし）、通所型サービス（独自）、通所型サービス（独自／定率）、通所型サービス（独自／定額）

- （４）本事業による導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること（３（６）により確認する）。

- （５）「業務改善計画」（別紙 様式１）を策定し、別に定める期日までに県に提出すること。

県は、「業務改善計画」を審査し適切と認める場合は、大分県介護テクノロジー導入支援事業費補助金交付要綱に規定する補助金交付申請書の提出を指導するものとする。

- （６）補助を受けた年度の内容を当該年度の翌年度に、「業務改善効果」を、補助を受けた翌年度から３年の間、別に定める期日までに県に報告すること（報告様式は別途通知する）。

- （７）独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★★二つ星」のいずれかを宣言すること。事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、事業所の代表者を「個人事業主」として申し込むこと。加えて、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、最新版の厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考にすること。なお、「SECURITY ACTION」対象外の事業所については、同等の対策（「★一つ星」又は「★★二つ星」）を講じていることを宣言すること。

- （８）補助を受けた事業所は、科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence ; LIFE（ライフ）。以下「LIFE」という。）による情報収集に協力すること。

- （９）補助を受けた事業所は、厚生労働省等が実施する効果検証事業等に可能な限り協力すること（厚生労働省等から補助事業所に対して直接協力依頼の打診をする場合がある）。

- （１０）交付要綱第３条の補助上限額の表の職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。

- （１１）交付要綱第３条の補助上限額の表の職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成１１年３月３１日厚生省令第３７号）第２条第８号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。）とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問介護員、居宅介護支援専門員等）及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数（常勤・非常勤の別は問わない）としても差し支えない。

別表 1

補 助 対 象 介 護 テ ク ノ ロ ジ ー
(1) 移乗支援 ・ 介助者のパワーアシストを行う装着型の機器 ・ 介助者による移乗動作のアシストを行う非装着型の機器 (2) 移動支援 ・ 高齢者等の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器 ・ 高齢者等の屋内移動や立ち座りをサポートし、特にトイレへの往復やトイレ内での姿勢保持を支援するロボット技術を用いた歩行支援機器 ・ 高齢者等の外出をサポートし、転倒予防や歩行等を補助するロボット技術を用いた装着型の移動支援機器 (3) 排泄支援 ・ 排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレ ・ 排泄を予測又は検知し、排泄タイミングの把握やトイレへの誘導を支援する機器 ・ ロボット技術を用いてトイレ内での下衣の着脱等の排泄の一連の動作を支援する機器 (4) 入浴支援 ・ 入浴におけるケアや動作を支援する機器 (5) 見守り・コミュニケーション ・ 介護施設において使用する、各種センサー等や外部通信機能を備えた機器システム、プラットフォーム ・ 在宅において使用する、各種センサー等や外部通信機能を備えた機器システム、プラットフォーム ・ 高齢者等のコミュニケーションを支援する機器 (6) 介護業務支援 ・ 介護業務に伴う情報を収集・蓄積し、それを基に、高齢者等への介護サービス提供に関わる業務に活用することを可能とする機器・システム ・ いわゆる介護ソフトも含まれる。介護ソフトについては、介護事業所等の業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること（転記等の業務が発生しないものであること）とする。なお、既に導入している介護ソフト等と組み合わせて一気通貫ができていれば補助対象とする。また、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の趣

旨を踏まえ、システム更新の際の移行を迅速に行えるように、介護記録等のデータについては、CSV ファイル、JSON ファイル等、変換が容易なデータ形式で出力・入力できる機能を備えていることが望ましい。機能の詳細は、メーカーが提供するカタログ等の他、別途厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」を参考にする。また居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所が介護ソフトを申請する場合については、上記に加えて下記 i を要件とする。また、施設サービス事業所、地域密着型サービスにおける地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所が介護ソフトを申請する場合については、上記に加えて下記 ii を要件とする。なお、施設サービスとは介護福祉施設サービス、介護保険施設サービス及び介護医療院サービスをいう。

i 公益社団法人国民健康保険中央会が実施するベンダー試験結果及び厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」において、①「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じた CSV ファイルの出力・取込機能を有していること、②公益社団法人国民健康保険中央会が運営する「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていることが確認できるものであること。また、いずれの情報にもない製品が申請された場合は、当該ベンダーに対し、厚生労働省の調査への回答を促すこと。

ii 厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」において、科学的介護情報システム（LIFE）について（https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html）に掲載されている「CSV 連携仕様書（LIFE）」に準じた CSV ファイルの出力機能を有していることが確認できるものであること。また、上記情報にない製品が申請された場合は、当該ベンダーに対し、厚生労働省の調査への回答を促すこと。

ケアプランデータ連携標準仕様ベンダーテスト HP

（掲載先：<https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/>）

厚生労働省 介護ソフトの機能調査 HP

（回答先：https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/kaigo_kinou）

（結果掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html>）

（７）機能訓練支援

- ・介護職等が行う身体機能や生活機能の訓練における各業務（アセスメント・計画作成・訓練実施）を支援する機器・システム

（８）食事・栄養管理支援

- ・高齢者等の食事・栄養管理に関する周辺業務を支援する機器・システム

（９）認知症生活支援・認知症ケア支援

- ・認知機能が低下した高齢者等の自立した日常生活または個別ケアを支援する機器・システム

※交付要綱第３条（１）（ア） i のテクノロジーおよびiii①の機器等（介護ソフトを除く。）の導入に付帯して必要となる経費は、主となる機器と併せて導入する場合に限って、補助対象とする。なお、併せて導入する場合の基準額は、主となる機器と付帯して必要となる経費を合計して交付要綱に定める表１に

定める1台（セット）あたりの基準額に導入台数を乗じた金額とする。交付要綱第3条（2）のパッケージ型導入支援においては基準額の範囲内で付帯費用を対象とする。なお、通信費は上記経費には含まれない。

機器等の導入に付帯して必要となる経費の例

- ・介護ソフト以外の介護テクノロジーを利用するための Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi 環境整備のために必要な有線 LAN の設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等）
- ・保守経費（クラウドサービス、保守・サポート費、セキュリティ対策、ICT 導入に関する他事業者からの照会等に応じた場合の経費等）
- ・介護ソフト以外の介護テクノロジーの利用にともなって導入する PC、タブレット端末 等

※販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること（開発に要する経費は補助対象とならない）。

※複数の部分で構成されるものについては、介護テクノロジーとしての最低限の機能を有する部分をもって1台（セット）とする。